

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案」について

1 現行制度の概要

- (1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと規定されており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号。）において指定されている。
- (2) また、法第 3 条第 1 項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となつて有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。
- (3) 省令においては、各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（省令別表第 2 の 8）として、ギ酸の製造用原体と 4 つの製剤について含有する成分等の基準が定められている。

2 改正の趣旨

今般、飼料の品質の低下の防止を目的とした pH 調整剤として飼料に添加するギ酸について、ギ酸原体に水酸化ナトリウム水溶液を加えて一部中和することで腐食性を緩和した製剤の規格を追加するよう、飼料メーカーから要望があった。

当該飼料添加物を指定するに当たって、成分規格等を定めることとする。

※ 今般の省令改正に当たって、農業資材審議会の意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たところ。

3 改正の内容

省令別表第 2 の 8 の（5）ギ酸の項に、カとして新たな製剤に係る成分規格及び製造の方法等の基準を追加する。

4 施行期日

公布の日

5 パブリックコメントの実施期間

令和 5 年 4 月 26 日～5 月 25 日